

税の自動的情報交換に関する宣言（概要）

OECD 加盟国及びアルゼンチン、ブラジル、中国、コロンビア、コスタリカ、インド、インドネシア、ラトビア、リトアニア、マレーシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカの閣僚及び代表者は、

（中略）

1. 国境を越えた脱税及び租税回避に対処するとともに、租税に関する相互行政支援及び競争条件の公平性を通じて国際的な税務コンプライアンスを促進する決意を宣言する。
2. 特に、所有権に関する十分な透明性を含む新しい単一の国際基準が全ての金融センターにおいて実施される場合には、金融口座情報の自動的交換がこれらの目的を推し進めるであろうことに同意する。
3. 新しい単一の国際基準に基づき交換された情報が、一定の守秘義務に関する要件を含む適切な保護及び情報交換の根拠となる法的取決め文書に定められている目的のためにのみ使用できるという要件の適用を受けることを確認する。
4. 相互主義に基づき、新しい単一の国際基準を速やかに実施することを決意する。我々は、法人及び法的取極めの真の受益者に関する情報が、同基準に従って、効果的に収集され、かつ、交換されることを確保することを含め、同基準を国内法に編入する。
5. 全ての金融センターに対し、遅滞なく新しい単一の国際基準を実施することを要請する。
6. 途上国がこの形態の協力の利益を享受することができるよう、途上国に対し支援を提供する必要性を強調する。
7. G20 諸国と協働する OECD 租税委員会に対し、(a) 新しい単一の国際基準の一貫した適用を確保する助けとなる詳細なコメント、(b) 必要な技術

面の解決に関する情報・指針、報告及び交換のための標準となる様式並びに守秘義務に関する最低限の基準を含む、残る技術的様式及び保護の策定を迅速に進めることを強く促す。

8. パラグラフ7において言及された残る作業の要素が、2014年央までに完成され、承認されることを期待する。
9. 多国間税務行政執行共助条約に未だ署名・批准していない全ての国に対し、更なる遅滞なく署名・批准を行うよう促す。
10. 新しい単一の国際基準の実施を監視し、レビューするためのメカニズムが、グローバル・フォーラムによって速やかに設立されることを期待する。
11. OECD事務総長に対し、新しい単一の国際基準の実施に関する更なる指針の策定における租税委員会の進捗状況を、2015年の閣僚級理事会及び適切な他の国際会議において報告するよう求める。